

# 笑顔で子育て

# あなたの子育てをサポートします

育児や家事、仕事などを抱えて悩んでいませんか。  
市では子育てしやすい環境づくりに取り組んでいます。  
あなたの子育てを応援する制度を紹介します。気軽に相談ください。



## 母子・父子自立支援プログラム策定事業

市内に居住し、児童扶養手当を受給しているひとり親家庭の父母の就労・自立促進のために、その人にあった支援プログラムを策定します。※要予約

- 内容** 策定員が面談を通して、生活や子育て、求職活動などの状況や課題把握を行い、就職などのサポートを行います。また、必要に応じて公共職業安定所などと連携します。
- とき** 9時～17時（土日祝日・年末年始を除く）

## 母子家庭自立支援給付金・ 父子家庭自立支援給付金事業

ひとり親家庭が、経済的自立を目指すための給付金制度です。①②ともに、市内に居住するひとり親家庭の父母が対象です。なお、いずれも事前申請が必要です。

### ①自立支援教育訓練給付金事業

- 内容** 教育訓練給付の対象となる講座を受講した場合の受講料を助成します。
  - 対象者** 児童扶養手当を受給できる所得水準で、雇用保険の教育訓練給付の受給資格のない人
  - 対象講座** 雇用保険制度の教育訓練給付の指定教育訓練講座
- ※詳しくは問い合わせください。
- 支給額** 受講料の20%（4千円～10万円）

### ②高等職業訓練促進給付金等事業

- 内容** 就職に有利な資格を取得するために、養成機関で2年以上修業する場合の経済的支援を行います。
  - 対象者** 児童扶養手当を受給できる所得水準で、仕事や育児と修業の両立が困難な人
  - 対象資格** 看護師・准看護師・介護福祉士・保育士・理学療法士・作業療法士（通信教育は対象外）
  - 支給額** 市民税非課税世帯の人…月10万円  
上記以外の人…月7万5千円
  - 支給期間** 修業期間のすべての期間（上限2年）
- ※給付の対象となるのは、申請月からです。

## ひとり親家庭等日常生活支援事業

修学、病気などにより、一時的に生活援助・子育て支援が必要な場合に、家庭生活支援員を派遣し、児童の世話などを行います。

- 対象者** 市内に居住するひとり親家庭および寡婦で、日常生活を営むのに一時的に支障（※）が生じ、支援を必要とする人
- ※技能習得のための通学・就職活動・疾病・生活環境の激変など、社会通念上必要と認められる理由がある場合
- 利用料** 自己負担あり  
（生活保護世帯または市民税非課税世帯は無料）
  - ※利用する場合はあらかじめ登録が必要です。
  - ※詳しくは別表を参照してください。

## 助産施設の利用

助産施設とは、経済的理由などにより入院助産を受けることができない場合、児童福祉法に基づいて指定された施設に入所して出産することができる施設です。

- 利用対象者** 経済的に困窮している世帯
- ※基準以上の所得がある世帯は利用できません。

## 市病児病後児保育室「ひまわり」

田川市立病院横に設置している病児病後児保育室「ひまわり」では、保護者の仕事の都合などで、病気または病気からの回復期の幼児や児童を育児できない場合に、一時的に保育を行っています。

- 利用時間** 8時～18時（土日祝日・年末年始を除く）
- 対象者** 生後3か月～小学6年生
- 利用料金** 【市内在住】1千500円【市外在住】3千円
- 申し込み方法** 使用する前日までに電話で予約してください。また、利用当日は、使用申請書に必要事項を記入し医師連絡票と一緒に提出してください。
- ※田川市・香春町に住所を有する人は医師連絡票を無料で作成できます。（田川医師会会員医療機関で作成の場合）
- ※利用するには、1年度に1回、事前登録が必要です。
- ※詳しくは問い合わせください。
- 申し込み・問い合わせ** 市病児病後児保育室「ひまわり」  
☎46-2292

## ●ひとり親家庭等日常生活支援事業利用料

区 分		生活援助	子育て支援（※）
支援の内容		食事の世話、住居の掃除、生活必需品の買い物、身の回りの世話など	乳幼児の保育サービス
支援の場所		○利用者の居宅	○家庭生活支援員の居宅 ○講習会など職業訓練を受講している場所など
利用者負担金 (1時間当たり)	生活保護世帯または 市民税非課税世帯	無料	無料
	児童扶養手当 支給水準世帯	150円	70円
	上記以外の世帯	300円	150円

※子育て支援は、2時間以上から利用できます。